審査基準及び標準処理期間整理個表

番号　6

処　　分　　名	夜間照明施設の使用許可	
処 分 の 概 要	夜間照明施設の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和51年規則第4号）	
条　　項	第６条	
所　　管　　課	地域学習振興課	
経由機関での処理期間		即日
所管課での処理期間		即日～７日
標 準 処 理 期 間		計　　即日～７日

審 査 基 準

松山市立学校体育施設の開放に関する規則第６条、及び松山市立学校開放体育施設管理運営細則第８項の各号に該当しないことを基準とする。

【根拠法令等】
松山市立学校体育施設の開放に関する規則

（利用の手続及び許可）
第６条 施設の開放を利用しようとする者は，利用を希望する日の前日までに所定の申込書を教育委員会に提出し，あらかじめ許可を得なければならない。

（利用の中止及び登録等の取消し）
第７条 教育委員会は，この規則若しくはこの規則に基づく実施細則に違反し，又は管理責任者の指示に従わない利用者に対しては，利用の中止を命じることができる。

松山市立学校開放体育施設管理運営細則

８．　使用取消
次の場合は使用を取り消す。
(1) 特定宗教、政党等に関する集会及び行事等であると認めたとき。
(2) 虚偽の申請をし、不当に許可を受けたと認めたとき。
(3) 施設・設備等のき損のおそれがあると認めたとき。
(4) 学校長が、管理上支障があると認めたとき。
(5) マナーの面で著しく劣るものと認めたとき。
(6) 教育委員会・学校長または管理運営委員会の指示に従わなかったとき。
(7) その他教育委員会が不適当と認めたとき。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

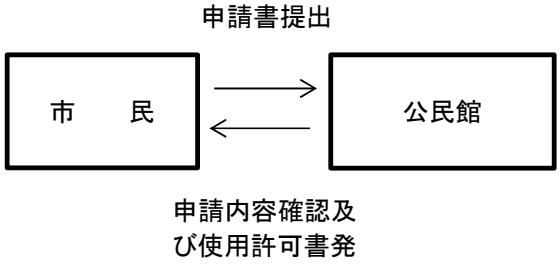

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。